

契約の一部変更について

博物館改修工事の契約の一部変更について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年 3 月27日条例第43号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求められますので、別紙のとおり提出します。

（令和 8 年 5 月 22 日提出 博物館総務課）

令和 8 年第 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 8 年 月 日提出

名古屋市長 広 沢 一 郎

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
博物館改修工事の請負契約 〔令和 7 年 3 月 10 日議決 令和 7 年第 88 号（令和 8 年 4 月 13 日専決処分 により契約金額を変更）〕	契約 金額	7, 153, 319, 800 円	7, 277, 365, 700 円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

【参考資料】

契約の一部変更について

1 趣旨

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月27日条例第43号）第2条の規定により、議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、議決契約金額の1割又は1億円を超える変更契約を締結するにあたり、議会の議決を経る必要があるもの。

2 変更の内容

区分	変更前（A）	変更後（B）	差額（B-A）
博物館改修工事 （令和7年第88号）	7,153,319,800円	7,277,365,700円	124,045,900円

<変更理由>

賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を適用したため。